

# 令和6年度

市民税・県民税  
国民健康保険税  
介護保険料  
後期高齢者医療保険料

# 申告の手引き

## 給与所得の算出方法

(A) 収入金額	(C) 給与所得の金額	(A) 収入金額	(C) 給与所得の金額
～550,999円	0円	1,628,000円～1,799,999円	(B) × 2.4 + 100,000円
551,000円～1,618,999円	(A) - 550,000円	1,800,000円～3,599,999円	(B) × 2.8 - 80,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円～6,599,999円	(B) × 3.2 - 440,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～8,499,999円	(A) × 0.9 - 1,100,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円～	(A) - 1,950,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円		

以下の①又は②に該当する場合は(C)の金額からそれぞれ計算した金額を差し引きます。①②両方に該当する場合は、①②で計算した金額の合計を(C)から差し引きます。この計算において扶養控除の対象としない23歳未満扶養親族がいる・障害者控除の対象としないがご自身が特別障害者に該当する・障害者控除の対象としないが同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当する場合は、裏面の16欄にご記入ください。

- ① 給与等の収入金額(A)が850万円を超え、あなた・同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合、または23歳未満の扶養親族がいる場合 → (A × 最高1,000万 - 850万) × 0.1
- ② 給与所得(C)と公的年金等雑所得がある場合で、(C)と公的年金等雑所得の合計が10万円を超える場合 → (C × 最高10万 + 公的年金等雑所得 ※ 最高10万) - 10万

## 公的年金等雑所得の算出方法

### ＜65歳未満の方＞昭和34年1月2日以降に生まれた方

(D) 公的年金等の収入金額の合計	公的年金等に係る雑所得以外の所得にかかる合計所得金額金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
～1,299,999円	(D) - 600,000円	(D) - 500,000円	(D) - 400,000円
1,300,000円～4,099,999円	(D) × 75% - 275,000円	(D) × 75% - 175,000円	(D) × 75% - 75,000円
4,100,000円～7,699,999円	(D) × 85% - 685,000円	(D) × 85% - 585,000円	(D) × 85% - 485,000円
7,700,000円～9,999,999円	(D) × 95% - 1,455,000円	(D) × 95% - 1,355,000円	(D) × 95% - 1,255,000円
10,000,000円～	(D) - 1,955,000円	(D) - 1,855,000円	(D) - 1,755,000円

### ＜65歳以上の方＞昭和34年1月1日以前に生まれた方

(D) 公的年金等の収入金額の合計	公的年金等に係る雑所得以外の所得にかかる合計所得金額金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
～3,299,999円	(D) - 1,100,000円	(D) - 1,000,000円	(D) - 900,000円
3,300,000円～4,099,999円	(D) × 75% - 275,000円	(D) × 75% - 175,000円	(D) × 75% - 75,000円
4,100,000円～7,699,999円	(D) × 85% - 685,000円	(D) × 85% - 585,000円	(D) × 85% - 485,000円
7,700,000円～9,999,999円	(D) × 95% - 1,455,000円	(D) × 95% - 1,355,000円	(D) × 95% - 1,255,000円
10,000,000円～	(D) - 1,955,000円	(D) - 1,855,000円	(D) - 1,755,000円

## 前年中に所得のなかった方の申告書の書き方

### 1) 住所、氏名、個人番号等の記入

(2ページ参照)

### 2) 前年中所得のなかった方の記入事項

- ① 2. 所得金額の「合計(12)」欄に「0」と記入してください
- ② 扶養者がいる場合、扶養者の氏名、生年月日、個人番号等をご記入ください  
また、障害者控除、寡婦控除など該当するものがありましたらあわせてご記入ください(2～3ページ参照)
- ③ 裏面右下の※欄(無職無収入等記入欄)の該当するものに○をつけてください

### ◎申告書を提出する必要のある人

1. 令和6年1月1日現在小山市に住んでいて、令和5年中の所得状況について次に該当する人
  - (1) 営業等、農業、不動産、利子、配当などの所得があった人
  - (2) 恩給、年金等の受給者で他にも所得があった人
  - (3) 給与所得者で次のア～ウに該当する人
    - ア. 勤務先から小山市役所に給与支払報告書の提出がない人
    - イ. 令和5年中に退職した人、または2カ所以上から給与を受けた人
    - ウ. 給与以外の所得があった人(給与以外の所得が20万円以下で確定申告の必要のない人も、市・県民税の申告が必要です)
  - (4) 収入のなかった人(遺族年金、障害年金のみを受給されていた人も含みます)
2. 令和6年1月1日現在、小山市内に事務所・事業所または家屋敷等を有し、市内に住所を持たない人

### ◎申告書を提出しなくてもよい人

1. 令和5年分の確定申告書を税務署に提出した人、提出する予定の人
2. 1カ所の勤務先から給与支払を受け、その勤務先から小山市役所に給与支払報告書が提出された人
3. 公的年金等の支払のみを受けている人で、支払先から小山市役所に公的年金等支払報告書が提出された人(年金の支払金額によっては、申告をすることで税額が下がることもあります)
4. 税法上の扶養親族になっていて収入がなかった人(ただし、扶養主が小山市外で課税されている場合や令和5年中所得の証明書を取る場合は市県民税の申告が必要です。)

### ◎申告書の提出がない場合

1. 借入れ・扶養・住宅・教育・福祉関係の申請に必要な所得証明や課税・非課税証明の発行ができません。
2. 国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の場合、保険税・保険料の正しい算定ができません。高額療養費等の適正な給付を受けられないこともあります。

### ◎申告に必要なもの

1. 市・県民税申告書
2. 申告される方の個人番号を確認できる書類
  - マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード(個人番号カード)
  - マイナンバーカードをお持ちでない方は通知カード(記載事項に変更がない又は変更手続きがお済のもの)又は個人番号が記載された住民票と運転免許証、公的医療保険の被保険者証など
3. 令和5年1月1日～12月31日の収入や必要経費などが分かるもの
  - 給与所得者・公的年金等受給者は、源泉徴収票または支払者の証明など
  - 営業、農業、不動産所得の収支内訳書や帳簿類等事前に収入・経費の計算をお願いします
4. 下記控除に必要な領収書、証明書など
  - 社会保険料控除…領収書、支払証明書など
  - 障害者控除…障害の種類及び等級(程度)の分かる各種手帳など
  - 医療費控除…ご自身で作成した「医療費控除の明細書」 ※領収書は添付せずご自身で5年間保管となります(令和5年中の医療費について、医療を受けた人や支払先ごとに集計し、明細書を作成して添付いただく必要があります)
  - 生命保険料・地震保険料控除…保険会社等が発行する控除証明書

### ＜郵送による提出先＞

郵送で提出する場合は、申告書に収入金額や控除内容などの必要事項を記入のうえ、証明書類等を添付し、同封いたしますご案内に記載された申告期限に届くよう郵送してください(添付されたものはお返しできませんのでご了承ください)

【送付先】〒323-8686 小山市中央町1丁目1番1号

小山市役所 市民税課

# 申告書記入の手順

## 1) 住所、氏名、個人番号等の記入

申告日時点の現住所・令和6年1月1日の住所・氏名・個人番号・生年月日・電話番号などを記入します

## 2) 前年中に所得のある方の記入事項

- 1 収入金額等…令和5年中に収入することが確定した金額
- 2 所得金額…収入金額－必要経費＝所得金額  
※給与所得・公的年金等雑所得は4ページの計算式で算出します。
- 3 所得から差し引かれる金額…所得控除額のこと

前年中所得のない方は、裏面4ページにお進みください

## 3 所得から差し引かれる金額について

控除の種類	要件等 【令和5年中に支払った金額です。】
(13) 社会保険料控除	あなたが支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料（他の方の年金から差引かれた分は除く）、国民年金保険料、雇用保険料などがある場合の控除です。支払額証明書を添付してください。（市役所から送付した「納付済額のお知らせ」には、年金から差引かれた額も記載されています。年金の源泉徴収票の金額と二重で記入しないようご注意ください。）
(14) 小規模企業共済等掛金控除	あなたが支払った小規模企業共済制度に基づく掛金（旧第2種共済契約を除く）、確定拠出年金法で定める個人型年金の掛金、条例で定める心身障害者扶養共済の掛金がある場合の控除です。証明書を添付し、支払額を記入してください。
(15) 生命保険料控除	あなたが支払った生命保険、簡易保険、個人年金保険料などがある場合の控除です。保険会社等から郵送される令和5年分生命保険料の控除証明書を参考に記入し、控除証明書を添付してください。
(16) 地震保険料控除	あなたが支払った地震など損害部分の保険料がある場合の控除です。地震・噴火・津波等を原因として損害を被った場合に補償される保険が対象です。保険会社等から郵送される令和5年分地震保険料控除証明書を参考に記入し、控除証明書を添付してください。
(26) 雑損控除	あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族（総所得金額等が48万円以下の方）が災害や盗難または横領により住宅や家財、現金などに損害を受けた場合の控除です。警察署・消防署などの証明書および災害関連支出の領収書を添付してください。
(27) 医療費控除	あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族のために一定以上の医療費を支払った場合の控除です。領収書を事前にご自身で集計し、完成した「医療費控除の明細書」を添付してください。なお、領収書は添付せずご自身で5年間保管してください。（※領収書のみの提出では、控除額に算入されませんのでご注意ください）セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を申告する場合は、対象品購入費の明細を作成することに加え、健康保持等に関する一定の取組を確認できる書類の提示も必要です。（通常の医療費控除と選択適用）
寄附金控除 ※寄附金税額控除記入欄は申告書裏面です	あなたが都道府県、市区町村、住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字支部、住所地の都道府県または市区町村が条例で指定した団体に対して、2千円を超える寄附をされた場合の控除です。都道府県、市区町村または特別区（特例控除対象）に対する寄附金は「ふるさと寄附金」となります。申告書裏面の「15寄附金に関する事項」に寄附先と金額を記入してください。ふるさと寄附金のワンストップ特例制度を利用された寄附金も含め、全ての寄附金について記入が必要です。記入がない場合、控除額に算入されなくなりますのでご注意ください。寄附した際の手帳等を添付してください。

令和6年度分 市民税・県民税 国民健康保険税 申告書 (裏面)

後期高齢者医療保険料

現住所 1月1日現在の住所 小山市	業種又は職業
1月1日現在の住所 フリガナ	電話番号
出生年月日 年 月 日	個人番号
氏名	世帯主の氏名
生年月日 明大 昭平 令	世帯主との続柄

所得金額等

1 収入金額等	2 所得金額
給与収入金額	給与所得
公的年金等収入金額	公的年金等所得
その他の雑収入金額	その他の雑所得
合計	合計

所得控除

(13) 社会保険料控除	(14) 小規模企業共済等掛金控除	(15) 生命保険料控除	(16) 地震保険料控除
(26) 雑損控除	(27) 医療費控除	(28) 寄附金控除	

所得控除の合計

所得控除の合計	所得金額

所得控除の適用

所得控除の適用	所得金額

## 1.2 収入金額と所得金額について

収入の種類	所得の種類	計算方法
事業収入	事業所得	収入金額－必要経費＝所得金額
配当収入	配当所得	収入金額＝所得金額
雑収入	雑所得	収入金額＝所得金額
給与収入	給与所得	収入金額＝所得金額
年金収入	公的年金等所得	収入金額＝所得金額
不動産収入	不動産所得	収入金額－必要経費＝所得金額
利子収入	利子所得	収入金額＝所得金額
雑収入	雑所得	収入金額＝所得金額
一時収入	一時所得	収入金額－必要経費＝所得金額

※扶養者が市外に居住している場合は、申告書裏面「12別居の扶養親族等に関する事項」にご記入ください

(17) 寡婦控除	下記のひとり親に該当しない方で次のいずれの要件も満たす方 ①合計所得金額が500万円以下 ②以下のいずれかに該当する ◆夫と死別した後婚姻をしていない又は夫が生死不明 ◆夫と離別した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる ③事実上婚姻状態と同様の事情にあると認められる者がいない	(21) 配偶者控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、かつ生計を一にする配偶者が合計所得金額48万円以下である場合に該当します。昭和28年1月1日以前に生まれた方は、老人控除対象配偶者にあたります。※専従者として控除を受けた場合は該当しません。※あなたの合計所得金額が1,000万円超で配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合は「同一生計配偶者」に該当しますが、配偶者控除の適用はありません。その場合は口にてチェックを入れてください。
(18) ひとり親控除	現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死が明らかでない方のうち次のいずれの要件も満たす方 ① 合計所得金額が500万円以下 ② 総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる ③ 事実上婚姻状態と同様の事情にあると認められる者がいない	(22) 配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、かつ生計を一にする配偶者の合計所得金額が480,001円～1,330,000円の場合、配偶者特別控除が受けられます。「配偶者の合計所得金額欄」に配偶者の合計所得金額を記入してください。
(19) 勤労学生控除	大学などの学生で所得が75万円以下であり、そのうち勤労によらない所得が10万円以下の方 ※学校名を記載し、学生証等を提示もしくはコピーを添付してください。	(23) 扶養控除	あなたと生計を一にする、合計所得金額48万円以下の親族がいる場合、氏名、生年月日、同居・別居と続柄を記入してください。別居の場合は裏面12欄も記入してください。 ①特定扶養 (H13.1.2～H17.1.1生) ②老人扶養 (S29.1.1以前生) ③一般扶養 (H17.1.2～H20.1.1生、S29.1.2～H13.1.1生) ④年少扶養 (H20.1.2生以降)